平成３０年　第３回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　平成３０年１２月２６日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　吉　田　良　子
　　副議長　　氏　田　年　行

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　間　森　和　生	２番議員　氏　田　年　行
３番議員　片　岡　　格	４番議員　上　田　昌　孝
５番議員　柳　川　真　一	６番議員　印　部　久　信
７番議員　阿　部　計　一	８番議員　谷　口　博　文
９番議員　吉　田　良　子	１０番議員　北　条　志津子

会議に欠席した議員（０名）

管理者	洲本市長	竹内通弘
副管理者	南あわじ市長	守本憲弘
会計管理者	洲本市会計管理者	岡田浩成
事務局長	洲本市生活環境課長	中田博文
事務局次長	南あわじ市環境課長	廣内繁一
事務局課長		山田孝文

事　務　局　長　　皆さんおはようございます。只今より洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開催をお願いするわけでございますが、本日の定例会は南あわじ市での組合議員選挙後はじめての議会であります。議長が欠けている状態となっています。地方自治法第１０６条の規定により議長が選挙されるまでの間、副議長が議長の職務を行うこととなっております。それでは氏田年行副議長、議事の進行をお願い致します。

副　　議　　長　　皆さんおはようございます。議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何卒ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。それでは、開会に先立ちまして管理者よりご挨拶がありますので、伺うことといたします。

管　　理　　者　　おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。平成３０年　第３回の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましてはご多忙にもかかわりませず定刻までに参集いただきまして、衷心より御礼申し上げます。さて本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付させていただきましたとおり議長の選挙、条例案件が２件、平成２９年度の決算認定でございます。何卒慎重かつ適切なご審議を賜りまして、ご賛同くださいますようお願いいたしまして開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

副　　議　　長　　ありがとうございました。本日は南あわじ市での組合議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者、及び事務局職員のご紹介をいたします。まず洲本市議員より紹介をいたします。間森和生議員、片岡格議員、上田昌孝議員、柳川真一議員。続きまして南あわじ市議会議員を紹介いたします。印部久信議員、阿部計一議員、谷口博文議員、吉田良子議員、北条志津子議員、以上で議員の紹介を終わります。次に管理者洲本市長竹内通弘君、副管理者南あわじ市長守本憲弘君、会計管理者洲本市会計管理者岡田浩成君、事務局長洲本市生活環境課長中田博文君、事務局次長南あわじ市環境課長廣内繁一君、次に事務局課長山田孝文君、事務局係長中西信行君、事務局職員古川剛康君。以上で紹介を終わります。それでは只今から平成３０年第３回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長　　報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

副　議　長　　只今事務局から報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読させます。事務局。

事務局次長　　失礼します。それでは朗読いたします。平成３０年第３回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程　平成３０年１２月２６日。日程第１仮議席の指定、日程第２選挙第３号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙について、日程第３議席の指定日程第４会議録署名議員の指名、日程第５会期の決定、日程第６議案第４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第５号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。日程第７認定第１号平成２９年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、以上でございます。

副　議　長　　この際議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、只今ご着席の議席といたします。次に日程第２選挙第３号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙を行います。暫時休憩をいたします。

（休憩　10：07～10：08）

副　議　長　　それでは会議を再開いたします。おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りします。副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に吉田良子議員を指名いたします。お諮りいたします。只今副議長において指名をいたしました吉田良子議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副　議　長　　ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました吉田良子議員が、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に当選されました。只今当選されました吉田良子議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。それでは新議長の挨拶を伺うことといたします。吉田良子議長。

議　　長　　はい。皆様のご協力でこの度議長を拝命しました吉田です。どうかよろしくお願いいたします。ごみ問題というのは市民の皆様にとって大変身近な問題であります。ですからこのやまなみ苑が市民の皆さんの期待に応えて安全で環境を守る、そういう運営がこれから行われていくかどうかということが問われてまいります。議員各位、執行部の皆さんには、運営については慎重にお願いしたいと思います。簡単ではございますが、議長のあいさつとさせていただきます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

副　議　長　　ありがとうございました。以上で副議長として、議会冒頭における仕事を無事遂行することができました。ひとえに議員各位のご協力の賜物でございます。厚くお礼を申し上げます。それでは新議長と交代をいたします。議長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第３議席の指定。議席は、組合議会会議規則第３条の規定により、議長において指定いたします。只今ご着席のとおり定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認め、さように決定致しました。
次に日程第４会議録署名議員の指名をいたします。３番片岡格議員、８番谷口博文議員。この両名を指名いたします。どうかよろしくお願いいたし

ます。

次に日程第５会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。続きまして議案の審査に入る前に、間森和生議員より一般質問発言通告書の提出がありましたので、これを許可することといたします。なお一般質問については議員協議会で決定しております一般質問に関する申合せ事項にもとづき行うことといたします。それでは間森和生議員よろしくお願いいたします。暫時休憩いたします。

（10：11～10：12）

議　　長　　再開いたします。

１　番　議　員　　只今紹介していただいた間森です。通告をしておりますので、通告に基づいて一般質問させていただきます。８月の臨時会の時に谷口議員から広域化の問題でいくつか質問がありました。それについて私もいくつか疑問を持った点、あるいは確認したい内容もありますので、あらためて今日一般質問させていただきます。

まず第一点ですけれど、洲本市の議員協議会が１１月２２日にありましたけれども、その１１月２２日に淡路地域可燃ごみ処理等の広域化についてという文章が配られて、説明がありました。その中の内容についていくつか伺っておきたいと思うんですけれど、まず第一点は検討会議を設置されて、平成２７年から平成３０年まで合計１３回検討会議が行われていますけれど、この検討会議の内容についてですけれど、この中で９月２５日の検討会で、４項目が確認されています。その内容はほぼこの前谷口議員が質問されている内容も含んでいるわけですけれども、この内容というのは検討結果ですか。あるいは最終的な結果でしょうか。最終的な確認なのか検討内容なのか、そのあたり一つ聞きたいと思います。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　現在の状況といたしましては、淡路地域可燃ごみ処理等の広域化検討会

議におきまして、色々検討した結果、将来的には３施設、可燃施設２施設と、広域行政で行っております粗大ごみ処理施設の３施設を統合するという方向で検討委員会の方では結論を出しているところですが、それをそれぞれ市の方でどうしていくかを今現状検討をいただいて、その検討結果として全ての市においてそういう結論が出れば、最終的に広域化を行うという結論になるという形で考えておるところでございます。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　ということはこれから各市の中で検討し、再度この議会の方に持ち帰って提案ということになると思うんですけれども、だいたい見通しとしてはいつ頃予定されているのか、伺いたいのですけれど。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　検討会議の方といたしましては、できれば今年度中に結論を出せたらなあというところで思っているところです。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　内容については後でお聞きしますけれど、施設の問題についてちょっと入っておきたいのですが、夕陽が丘とやまなみ苑なんですけれど、この資料によりますと、夕陽が丘については使用期限が２０２８年ということで、地元の町内会とそれまでということになっているというふうに聞いておりますけれど、それ以降についての契約はないのか。あるいは継続できないのであれば、淡路市としては他の場所で検討されているのかどうか。そのあたりについていかがでしょうか。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　検討会議でお話をさせていただいている中では、夕陽が丘の使用期限を継続するというようなお話は一切聞いたことがございません。そんな中で淡路市さんの方で、夕陽が丘に代わる施設について検討があるのかということについても特に聞いたこともないので、意向としましては淡路市さんの方では今回の統合に向けての検討をいただいていると考えておるところです。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　ということはね、私の勘繰りかも分かりませんが、淡路市ではなかなか夕陽が丘を引き続きそこで供用できないと、協定が延期できないというようなこともある。それからさらに他の候補地がなかなか見つからないというようなことがあって、広域化の方に淡路市からこちらの方に協力を持ちかけてきたと、そういうふうにも思えるんですが、そういう点はないでしょうか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　まず、今回淡路地域可燃ごみ処理等の広域化検討会議を立ち上げるようになった経緯から申し上げますと、年々淡路島内における人口も減少している中、ごみ処理施設運営に係る経費は非常に大変な金額になっています。そういうふうな中で淡路としては、一つの施設にできないかということを検討しようということで始まった協議会でございます。協議会の中では先ほども申し上げた通り淡路島を一ブロックとする可燃ごみ処理施設の集約化の可能性について検討するということで、ごみ処理の現状把握とか課題整理、それから県の広域化計画との整合性、また施設整備の財政負担等の様々な問題点について、検討を行っております。そういうふうな中でいろんなシミュレーションをしておりまして、１点目のケースとして、可燃ごみ２施設、それから粗大ごみ処理場を現状のまま施設更新をしていったらどうなるか。それから２点目のケースとして、可燃ごみ処理施設２施設だけ統合して、広域の粗大ごみ処理場は別で更新する。それから最後に３点目のケースとして、３施設とも統合する場合を検討しました。この３つのケースを検討した結果、検討会議においては先ほども申し上げましたが、将来的な財政負担も考えると、３施設とも統合するのが適切ではないかというふうな結論に達したわけでございます。

議　　長　　はい、間森議員。

１　番　議　員　　今の話でいきますと、例えば今可燃ごみ処理施設２か所、それから大型ごみの処理施設１か所の３か所の施設がありますよね。統合して例えば１か所になると、この前の８月も出てましたけれど、運ぶ問題。それからもし何かその周辺で災害等があったら、進入路が塞がれてしまうというふう

な問題もあると思いますが、そういう点についてはこの間具体的に検討されたのでしょうか。１か所に施設を集中することによって、デメリットも出てくると思いますし、逆に新たな大きな施設を設置するとなると、地元住民の色々な反対とか出てきますよね、こういう施設であると当然。それでもやっぱりクリアしていかなければいけないと思うんですよ。そういう点も含めて協議をされたのかどうか。そのあたりをひとつ伺います。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　はい。まず仮にごみ処理を一か所に統合することによって、災害などに直面した場合に、代替の施設がなくなるということについては、協議会の方でも当然懸念される事項であるということは認識しております。そんな中で、まだ具体的な対策は考えられていませんが、統合施設を整備するにあたっては、施設の耐震化は当然ですが、災害廃棄物の処理を想定した施設規模を確保していくというふうな対応が不可欠であろうと。当然また建設場所についても、アクセス量増加も考えられますので、そのへんも十分検討したうえで、決められると考えているところでございます。なお、兵庫県が中心となりまして、県下の市町、それから廃棄物処理を行う事務組合との間で兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定を平成１７年に締結しているところでございまして、災害時に施設が使えない、あるいは処理が追い付かないという状況になれば、相互に応援をしていくと。そしてまた県内でも応援がダメな場合は、県外も含めて応援体制を県が中心となって構築いただけるような体制をとっているところでございます。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　今の話ですと、だいたい２８年度２９年度から供用開始を目途にということですね。具体的な場所についても選定が進んでいるのではないかというふうに想像するんですけれども、そうでないとなかなか今から場所を設定して、地元との協議を経て、決めていくとなると、あと１０年というスパンではなかなか難しいのではないかと思うのですが、具体的な候補地は挙がっているわけですか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　候補地につきましては、現状のところは挙がっていない状態でございま

す。最終的に統合を決定すれば、直ちに候補地の選定に入っていくと考えております。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　統合前提の話になっていますが、この資料を見ますと、やまなみ苑は焼却炉の更新工事は平成２４年・２５年に行っていますね。ここの部分が一番財政負担が大きいと思うんですけれども、まだ使用開始から５年ほどしか経ってないわけですから、対応年数、あるいは使用期間が１０年という短いスパンでなく本当に２０年、この施設を使えると思うんですよ。施設自身はここに書かれているように毎年１億円程度の修繕をしていかなければいけないかも分かりませんが、基本的なところはまだ十分長寿命化していけば、メンテナンスしていけば使えると思うので、それを途中でなくして新しいものにするのはちょっと今のままでは計画がずさんな感じがするわけですが、そのへんについてはどうでしょうか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　はい、議員ご指摘のとおり、やまなみ苑の改修については平成２４年２５年度に基幹整備工事ということで、焼却炉の更新を行いました。これにつきましては処理区域の拡大に伴う炉の拡張といいますか、炉の増強工事ということで考えております。しかしながら、焼却炉以外の施設でございます、投入施設とか、排ガスの浄化設備、焼却灰の固化設備とかいろんな設備がございます。これにつきましては先ほど議員もおっしゃられましたが、毎年必要な箇所を計画的に修繕し、工事費も相当な金額がかかっているとのことでございます。その工事費につきましては、老朽化の影響かと思われますが年々増加をしている現状にございます。それとまた環境省におきまして、一般廃棄物処理に係る実態調査というのを毎年行っておりまして、その調査結果から言いますと、廃棄物処理施設の耐用年数が大体３０年から３５年とされています。やまなみ苑の施設が平成７年の３月に竣工した施設でございます。あと１０数年先には、施設更新の必要性が出てくるのではないかと想定されているところではございます。以上でございます。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　新しく造るとなると、それだけ財政負担が大きくかかってくるわけですね。しかもこの淡路３市の人口減少からみますと、かなり人口が減ってくる見通しがあるわけですから、当然施設に設備投資をして、新しいものを造るとなると、かなり住民負担というのが今後にも及んでくるのではないかという感じがするんですよ。ですから今申し上げたように、やまなみ苑の焼却炉は改修して新しいわけですから、もう少し延命がはかれるのではないかと。そういうことを考えながら組んでいかないとね。やはり将来的な負担がどんどん掛かっていきますし、両市の負担にもなっていくわけですから。そのあたりをきちんと数字だけでなく、もう少しシビアに両面の検討をしていく必要があるのではないかと思っていますので、是非そのへんを含めて、搬入の問題、距離の問題、それから災害時に使えなくなったらどうするのか。島外にも支援を求めるということですけれども、そういう問題だけではなく島内でどうするのかを含めて検討していく必要があるのではないかと思います。それと最後にごみの減量化も非常に大事な問題だと思います。やはり可燃ごみの中で一番大きいのは生ごみの問題だと思うのですが、家庭から出る生ごみ、それから事業所から出る生ごみはかなり水分を含んでいるので、これを焼却するということに対して非常に炉に対して大きな負担がかかるということだと思います。特に可燃ごみの中の生ごみの分についてもっと減量化を進めるという計画は両市それぞれ立てていると思いますが、総合計画を読んでいると数字が出ていますが、このごみを減らしていく努力がもっと必要なのではないかというふうに思うんですけど、その点はどうでしょうか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　生ごみの減量化についてでございますけれど、現状から申し上げますと、洲本市、南あわじ市両市におきまして、生ごみを堆肥化するコンポストや電動の生ごみ処理器の設置者に対しまして、購入費の一部を助成しているところでございます。また各家庭や事業所におきまして、調理の際に食材を無駄にしないとか、食べ残しをしないといったようなことが大きな減量効果になると考えておりまして、ホームページや広報誌、それからパンフレットなどを通じて啓発に努めているところです。新たな取り組みの部分と言いますとなかなか難しいところがありますが、事業所などで、例えば消費期限切れなどの理由によりまして排出される食品廃棄物などにつきましては、家畜の飼料や肥料などに再生利用できるという観点から、できる限り食品リサイクルに取り組んでいただけるよう今後積極的に啓発してい

きたいと考えているところです。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　私は生ごみを全部自分の家で、コンポストとそれからろ過紙を使って処理をしていますが、かなりのろ過紙代などが必要となってくるのでね、そういうところに色んな助成をしていくことによって、家庭から出る生ごみの減量化につながるのではないかと。市街地ではどう処分するか難しいところもあるかも分かりませんが、農村地域を沢山抱えておりますので、そういう処理に対する意識付けと同時にそれを支援していくことがひとつ必要なのではないかと思っております。将来的に人口も減り、負担も多くなるという可能性もあるごみ処理施設の問題ですから、まず生ごみの資源の減量化、リサイクルということも是非進めていただけるよう両市で検討していただきたいと思います。もう１つは、プラスチックごみの問題ですけれど、洲本の市議会でも、議員の方が質問されていましたが、トレイとかペットボトル等のリサイクルはしていますが、色々とこのプラスチックごみを回収して、リサイクルしていく方法もあると思いますが、これについて現状としてはトレイとかペットボトルレベルの段階で終わっていると思うんですね。もっとこれもリサイクルの方に回していくことにすれば、焼却炉への負担が少なくなると思うのですが、これについての今後の計画とかはどうでしょうか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　プラスチックごみのリサイクルについてということでございますが、洲本市、南あわじ市の両市で若干リサイクルについての取り組みが違っております。南あわじ市におかれましては、容器包装プラスチックはリサイクルに平成２１年から取り組んでおられます。洲本市の方でも取り組みを現在検討しているところですが、分別収集に係る人員とか車輌の確保、それから回収後の混入物の選別、圧縮、保管などのために施設整備や機器の整備が必要であるという問題点もございます。こういうような状況の中で今後十分な検討を行っていく必要があると考えております。またその他の取り組みといたしまして、家庭の方での減量という意味でございますが、マイバッグの持参などによるレジ袋の削減に向けたキャンペーンなどを積極的に行っておりまして、引き続き啓発につとめていきたいと思っております。以上です。

議　　長　　間森議員。

１　番　議　員　　是非とも３Ｒの推進に努めて下さるようお願いをして、時間が来ましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。

議　　長　　間森和生議員の一般質問が終わりました。これで通告に基づく一般質問を終わります。

次に日程第６、議案第４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読を省略して管理者の説明を求めます。竹内管理者。

管　理　者　　はい。議案第４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、事務局の方からご説明申し上げます。よろしくお願いします。

議　　長　　それでは事務局、お願いします。

事務局長　　議案第４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。本件は平成３０年、人事院勧告に準拠いたしまして、所要の改正を行うものでございます。主な内容は、第１条では民間給与との均衡を図るため、行政職給料表を平均０．２％引き上げるとともに、勤勉手当を０．０５月分引き上げることとします。第２条では平成３１年度以降において、６月期・１２月期の期末及び勤勉手当が均等になるよう配分するものでございます。なお附則におきまして、施行期日等を定めており、第１条については施行日を公布の日と定め、平成３０年４月１日に遡及して適用し、第２条については施行日を平成３１年４月１日と定めております。以上で、議案第４号の説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見はございませんか。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　ここの組合職員総数で、一般職、組合職員が１０名、南あわじ市から３名出向と、嘱託が６名、臨時が２名という人員で今やられていると思いますが、今回の給与改正において、一般職員は、ここの職員の１０名ですか。技術職員もいると思いますが、このへんどういうふうな状況ですか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　今回の給与改正につきましては、当事務組合正規職員１０名の給与に係る改正でございます。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　ここの総人件費の推移、ここ何年かの人件費等の推移をちょっと教えていただけますか。臨時職員も含めたうえで。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　総人件費の推移ということですが、年度末２名の定年退職がある予定でございます。それによりまして、人件費は下がるであろうと想定しています。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　私も資料を見ておりましたら、さっきの維持管理経費、負担金も、両市の負担が減少傾向にあって、人件費の推移も見ていたら、減っていっています。今の働き方改革ではないが、臨時職員・嘱託職員の身分がどのようにされているか、若干気になります。正規職員は給与改定等でそれなりの所得を得られて、それなりの生活ができる給与体制になっていると思いますが、この嘱託職員と臨時職員は身分的には任用に対してそれなりの制約もあり、どういう職種でやられているのか、それと嘱託職員の年齢男女別、臨時職員２名の任用方法について教えていただけますか。国もね、同一労働同一賃金という方向性を見出している中で、先般も問題になった雇用でも、地方公共団体、国の官庁でも障害者の受け入れとかいうことも言われているなかで、やまなみ苑は障害者の受け入れの規制はかかるのか。それと嘱託の方々、臨時の方々の任用について、また給与体制について、どういうふうなお考えでやられておるのか、それだけちょっと教えて下さい。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　嘱託職員、臨時職員につきましては、地公法１７条又は２２条によりまして任用しております。嘱託職員につきましては、条例によりまして給料表を定めておりまして、年々少しですが上がる方向の給料表でございます。それで平成３２年度に会計年度任用職員制度というのが実施されると思うんですけれど、それに向けまして当組合につきましても構成市の条例改正等の状況を見ながら遅れのないように実施していきたいと考えております。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　質問の中には年齢別とか、嘱託職員や臨時職員の年代であったりとか、障害者の雇用の規制はあるのかとか、その質問にも答えて下さい。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　当決算年度では嘱託職員の年齢構成は、４０代５０代でございまして、嘱託職員の６名が男性、１名が女性です。臨時職員につきましては３０代を１名臨時職員として雇用しております。障害者の雇用でございますが、それにつきましては別に規制は設けておりませんが、現場のプラントで業務をやっておりますので、危険な場所でありますとか、モーターの回転物でありますとか、コンベアが回転している所とかがあり、その辺で作業する状況もございまして、なかなか危険が伴うという業務もございます。その辺がどうかなあと思うことが若干ございます。

８　番　議　員　　議長、もう１回だけ確認したいのですが。

議　　長　　谷口議員

８　番　議　員　　障害者の危険な作業というのは、消防等でも法的に規制できるものはないと思います。私が思うのはね、３０代の方が臨時というような不安定な身分で雇用されているということは、いかがなものかと。そういう年代の方々をしっかりと安定した給与所得に仕上げて、結婚もできるようにしてあげなくては。臨時というのは半年間ずつ位の更新で、時給か何かで不安定な生活水準でやられていると思います。今国も政府も要は賃上げして経済の活性化のために賃上げの方向に向かっているのに、やまなみ苑のやつ

を読んでいたらどんどん、私はコストカットすればいいと言っているのではないのです。そういう不安定な臨時職員３０代で、男性か女性か知りませんが、そんな方々が結婚して、子供が産めるようなそのような安定した所得水準にできるようにしてあげなければ。臨時職員なんて半年ごとに更新し、半年後また再任用もどこまでできるかどうか知りませんが、任用としてこれはおかしい雇用をしているのではないかと思うので、そこらへんもしっかりと。聞いていれば４０代５０代と、私はまた臨時というのは年金をもらいながら何か助けに来ているのかと思っていました。年代で見たら４０代５０代、３０代がいてるというのは、これはしっかり安定雇用というか､そのへんはするべきだというような気があって質問をしています。管理者どうですか、そのへんは。

議　　長　　竹内管理者。

管　理　者　　はい。議員のおっしゃるとおりでございます。私も洲本市職員においても臨時職員と正規職員の割合が大きな数値で出てきましたが、それはおかしいのではないかと私も問い合わせたこともありました。そういう点は改善していきたいと思っています。

８　番　議　員　　はい、終わります。

議　　長　　ほかの方でご質疑、ご意見はございますか。
　別にないようでございますので、ほかになければこれにて質疑を終わります。それでは、お諮りいたします。議案第４号は原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。次に議案第５号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を伺います。管理者。

管　理　者　　はい、失礼いたします。議案第５号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、事務局の方からご説明させていただきます。よろしくお願いします。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　議案第５号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は、オリンピックの開催を控えた東京都におきまして、宿泊施設の料金が高騰していることから、当該地域の実情に即した宿泊料を設けるため、所要の改正を行うものでございます。内容といたしましては、公務上の必要性から東京都の特別区に存する地域に宿泊した職員に支給する宿泊料を国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて定めるものでございます。なお附則において施行日を公布の日と定めております。以上で議案第５号の説明を終わります。何卒ご審議賜りまして、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見はございませんか。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　今回これが改正されますが、頻度というか、管理者・副管理者または適用を受ける職員だと思うのですが、ここ２～３年の東京への出張の頻度はどのくらい行かれるのですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　東京への出張というのは、ここ２～３年といいますか、ここ１０年位一度もございません。宿泊を伴うような出張でございますが、経験年数１０年で技術管理者の資格を取得できるのですが、それの取得によりまして３泊４日の、それは大阪ですが、それの出張がございます。あとは、神戸・大阪については日帰りの講習会でありますとか、そういう出張になっております。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　今の説明だと今回の条例は、東京に対する宿泊料金の引き上げで、関西ブロックというかこの辺りの宿泊料は現状の今の規定のままということで

よろしいでしょうか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　議員のおっしゃられるとおり、東京の特別区のみ新たな宿泊料を設定するもので、その他の宿泊料については現状のままということでございます。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　それで、こういう組合議会の議員がごみの広域化に伴う新たな先進地視察というか、今から広域化に向けて議員が先進地の視察に行くということになってきたら、我々の宿泊というのはこういう支出はできるのですか。できないのですか。組合議会でね、ごみの広域化した施設できていると。議員さんと管理者と共に先進地の視察に行きませんか、ということになった時に、この組合議会議員の旅費なり宿泊費が出る条例制定はあるんですか、ないんですか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　今回の条例改正の部分において、議員さんの出張の部分については、適用する分とはなってないです。しかしながら、先進地視察に行く段においては、非常に遠い場合は問題も言われてたと思いますが、いわゆる研修のためのマイクロバス等仕立てて議員さんに参加していただく。そのへんの費用については、別途予算化をして対応していきたいと思います。また非常に遠方な場合については、今後構成市の状況とか、他の事務組合の状況を確認させていただいて、対応を検討していきたいと考えております。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　我々は議員として来ているからには、適切妥当な議員としての職責をまっとうしなければならない。そのための見分を広めるというか、しっかりとしたごみの広域再編したところ、我々にも研修のしっかりしたところを。あなた方にとってもそうだと思います。ただ単に机上で間森議員が質問していたようにどうこう言っても、やまなみ苑の経費だったら大した額ではないです。どちらかと言えば、収集運搬経費の方が市の方も、たくさんお金を出しています。負担金の倍以上のお金が収集運搬に出ています。だか

らそのへんをしっかりと、間森議員が一般質問していたように、我々にも見分を広げるというか、視察研修の予算を計上してもらえたらなあという思いがあります。そうでないと、我々も判断しないといけないのです。何も分からず賛成賛成して、議員としてのチェック機能が働かないと思います。そのへんはしっかりと。あなたがた職員の旅費、宿泊費だけを上げるのは結構ですが、好きにしてもらえばよろしいけれど、我々にも見分を広めるくらいの経費くらいは計上していただけるようお願いしておきます。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　当事務組合の条例によりまして、議員報酬及び費用弁償に関する条例の中で、費用弁償部分の第３条で、職務のために旅行した場合の費用ということで、運賃・旅費・旅行諸費・宿泊費等が適切に支払われるようになっております。

議　　長　　柳川議員。

５　番　議　員　　それに関連してなんですけれど、東京都だけ上がっているというのはオリンピック景気だと思うんです。例えばオリンピックが終わって、東京に集中しなくなった場合、改正はあるのかないのかだけ教えていただけますか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　今回の改正がオリンピック開催で宿泊費が高騰しており、その状況の中でオリンピックが終わった段階でひょっとしたら、旅費が変わってくる可能性もあるから、その時改正があるかという質問でしょうか。現地点ではあるかどうかは申し上げることはできませんが、当然宿泊料については、実情に即したような形で、一定期間の様子をみたうえで、変更すべきであれば、変更するというのが当然だと思っております。いずれにいたしましても両市の状況、そして他の事務組合の状況を見ながら改正を図っていきたいと考えております。

議　　長　　柳川議員。

５　番　議　員　　もう一つなんですけれど、大阪万博がありますけれど、あの地域もまた

おそらく宿泊費が上がってくると思います。そういうことがあるとすると、大阪で前倒しで一泊しなければならない視察研修の場合、旅費は上がるんでしょうか。

議　　長　　事務局長。

事務局長　　今の段階では上がるとも断定できない状態でございます。そのへんにつきましても、両市の状況を見ながら改正すべきであれば改正をしていきたいと考えております。

議　　長　　よろしいですか。他の方でご意見、ご質疑ございませんか。
別にないようですのでこれで質疑を終わります。それでは、お諮りいたします。議案第５号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。
次に日程第７認定第１号平成２９年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を伺います。管理者。

管理者　　失礼いたします。認定第１号平成２９年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、事務局よりご説明いたします。よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　事務局、お願いします。

事務局次長　　ご説明申し上げます。認定第１号平成２９年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第２３３条、第３項の規定に基づきまして、平成２９年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。内容につきまして、決算の規模でございますが、歳入総額４１０，６４３，３０３円、歳出総額４０３，５０２，９４０円、実質収支額は７，１４０，３６３円でございます。その内容につきましては、平成２９年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申

し上げます。まず１ページをお開き願います。歳入でございますが、予算額４０９，９８８，０００円に対しまして、調定額４１０，６４３，３０３円で、収入済額も同額となってございます。次に３ページをお開き願います。歳出でございますが予算額４０９，９８８，０００円に対しまして支出済額は４０３，５０２，９４０円で６，４８５，０６０円の不用額となっております。

まず、歳入よりご説明申し上げます。５ページをお開き願います。１款分担金及び負担金１項分担金でございますが、２２９，８２７，０００円の収入済でございます。内容といたしまして、構成しております市の分担金と、公債費の元利償還金に算入されます交付税算入相当額の分担金であります。次に２款使用料及び手数料１項手数料は、調定額１０７，９９０，７００円に対しまして、収入済額も同額となってございます。内容といたしましては、年間に直接当施設に持ち込まれたごみ量は１０，７９９トン７０キロを焼却したことによります手数料収入でございます。次の３款財産収入１項財産運用収入は、施設整備基金利子１，５６５円でございます。５款１項１目繰越金１３，０３４，７９０円は前年度繰越金でございます。続きまして７ページをお開き願います。６款諸収入１項受託事業収入では、３，９５７，３６０円の収入で、その内容につきましては、淡路広域行政粗大ごみ処理場からの可燃性残渣焼却処理受託事業収入で、年間６５９トン５６０キロを処理したものによる収入でございます。２項組合預金利子８６８円の収入でございます。３項雑入で、１，８３１，０２０円の収入となってございます。７款１項１目組合債では、５４，０００，０００円の収入でございます。

次に９ページをお開き願います。歳出でございますが、１款議会費４０１，１１４円の支出でその内容につきましては、１節報酬３５３，２５８円のほか需用費等の事務費の支出になってございます。次に２款１項１目一般管理費では、４３，８７５，７３９円の支出となっております。内容といたしましては、１節報酬から４節共済費までで、管理者等の報酬と職員３名の人件費で、２２，４３３，５２８円でございます。次の７節賃金から１２ページの１９節負担金補助及び交付金まで、一般事務費と退職手当組合の負担金を含めまして、７，５５５，９１１円の支出となってございます。次に２５節積立金　１３，０００，０００円。続きまして２７節公課費　８８６，３００円の支出となっております。次の２目清掃施設費では、３５８，６９８，２２９円の支出で、その内容といたしまして、１節報酬から４節共済費までで、嘱託職員７名と職員７名等の人件費で６７，２８３，５０６円、７節賃金より１２節役務費までの管理経費といたしま

して、１０５，６７３，８３３円の支出でございます。そのうち１１節需用費の主なものといたしましては、維持管理のための消耗品費で１５，７９９，６３４円、光熱水費で５４，００４，３７１円、薬品費で２７，４２８，０７３円など、需用費合計で１０３，４８５，８３７円の支出をいたしてございます。次のページにまいりまして１３節委託料３９，１６３，１２５円で、焼却灰埋立処分委託料２７，８６９，１８４円、そのほかコンピューターシステム及び各機器の保守点検委託料が支出の主な内容でございます。１４節使用料及び賃借料は、排ガス濃度分析計リース料と残灰運搬トラックリース料６，２８５，６００円です。１５節工事請負費では、オーバーホール工事、取替工事等を施し、１１６，７４８，０００円の支出となってございます。次の１６節原材料費は、加工用の材料費でございます。１８節備品購入費は、溶接機購入代金１９０，０００円でございます。１９節負担金及び交付金では、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金と、ごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員人件費負担金で、合せて２３，１７６，１５７円を支出しております。次の２７節公課費は自動車重量税でございます。次のページにまいりまして、２項監査委員費では、１節報酬１万円の支出でございます。３款公債費では、１項１目元金が４６９，８３１円、２目利子で４８，０２７円の支出となってございます。なお１７ページには実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしておりますのでご覧ください。以上で認定第１号平成２９年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重にご審議いただき、ご認定いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　まず、総務費の不用額の６，１８５，０３２円について、この理由についてお尋ねします。 ３・４ページの不用額のところ。決算によると、７１４万円ほど差引が黒字ですよね。それで、この総務費のところの６１８万が大半を占めていると思いますが、この不用額になった理由を少しお聞かせください。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　６１８万円の不用額になった理由ですが、入札によります入札減でありますとか、あと各執行残でございます。

８　番　議　員　　では、２ページの嘱託職員の７名の分と、臨時雇用賃金１名というやつが出ていますね。組合職員が１０名で、南あわじ市から３名来ていて、嘱託が６名、臨時が２名というような私は認識をしていますが、この嘱託７名と臨時１名となっているのはどういうことですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　お答えいたします。平成２８年度に正規職員１名が病欠になりまして、５か月程闘病しまして現在は復帰していますが、夜勤ですとか、現場での作業に耐えることができないということで日勤の方に配置換えしました。その配置換えによりまして、その３交代の班のところに臨時職員を１名雇用したということで臨時職員が２名になっております。それで嘱託職員７名だったんですけれど、１名退職しましたので現在は６名で、正規１０名・派遣３名・嘱託６名の臨時職員２名の総勢２１名ということでございます。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　それで臨時職員の賃金を見ていたら、１，８９５，７５２円、１年でこれだけの支出をしていますが、だいたい１８０万円くらいもらっている臨時職員というのは何歳の人ですか。１８０万円というのはかわいそうだなと思いまして。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　現在は２人いるのですけれど、５０歳と３０歳です。臨時職員は半年更新の任用でございまして、真面目に来てもらっているので、嘱託職員の方に任用替えしまして、ルールの範囲内で処遇改善することによって、モチベーションといいますか、やる気の向上を図っていきたいと考えております。

８　番　議　員　　それではいいです。

議　　長　　ほかに、はい、片岡議員。

３　番　議　員　　１点だけ、この１４ページに１９節の負担金補助及び交付金のなかで、派遣職員の人件費負担金とありますが、これはどこかへ職員を派遣しているのですか。

議　　長　　事務局。

事 務 局 課 長　　南あわじ市に平成２６年まで八木の方に焼却施設があったんですけれど、そこが廃止になってここに統合になりましたので、そこの職員を３人うちで派遣として受けています。

３　番　議　員　　２９年度もまだ派遣していたわけですね。分かりました。

議　　長　　ほかにご意見、ご質疑ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　別にご意見がないようですので、他になければこれで質疑を終ります。それではお諮りいたします。認定第１号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって本件は認定することと決しました。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議ございませんのでこれにて、洲本市、南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会致します。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。今期定例議会における諸案件を滞りなく議了いたしました。議員各位の慎重なるご審議の賜物であり、心よりお礼を申し上げます。議員の各位の皆様におかれましては、年末を控え何かとお忙しい時期かと思いますが、こ

のうえもなくご自愛くださいまして、当組合の運営にご尽力をお願いいたします。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。それでは、副管理者の南あわじ市長守本憲弘副管理者より閉会のご挨拶を伺うことといたします。

副　管　理　者　　はい、議長。それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。まずこの議会におきまして、新たに吉田良子議長がご誕生されました。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。今定例議会にご提案申し上げました案件につきましては、条例が２件、それから平成２９年度決算認定でございました。議員各位の慎重なるご審議に心よりお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉　会　１１時１５分

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

平成　　年　月　　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員